

## 運転経歴証明書の保有状況変更をする方

### ■ 申請ができる方

現住所が広島県内にあり、運転経歴証明書の持ち方（保有状況）を変更したい方

### ■ 受付場所

○広島県運転免許センター（広島市佐伯区）1階10番窓口

○広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町）1階3番窓口

○県内の各警察署の交通課

（竹原署大崎上島分庁舎、呉署音戸分庁舎、尾道署因島分庁舎、山県署千代田交番、福山北署油木交番、庄原署東城交番でも可。）

### ■ 受付日時

○各運転免許センター

・月曜日～金曜日 8時30分～12時00分/13時00分～16時00分

○各警察署と上記の分庁舎・交番

・月曜日～金曜日 9時00分～12時00分/13時00分～16時00分

※ いずれも土日・休日および12月29日～1月3日の間を除きます。

### ■ 手数料 ※現金のみ（ＡＴＭはありません）

|                                    | 運転経歴証明書のみ<br>（手続後）                          | マイナ経歴証明書<br>のみ（手続後）                | 運転経歴証明書と<br>マイナ経歴証明書の<br>2枚持ち（手続後） |
|------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 運転経歴証明書のみ<br>（手続前）                 | —                                           | 900円<br>（マイナンバーカードに記録して運転経歴証明書を返納） | 900円<br>（マイナンバーカードに記録）             |
| マイナ経歴証明書<br>のみ（手続前）                | 1,150円<br>（運転経歴証明書を<br>交付してマイナ経歴<br>証明書を抹消） | —                                  | 1,150円<br>（運転経歴証明書を<br>交付）         |
| 運転経歴証明書と<br>マイナ経歴証明書の<br>2枚持ち（手続前） | 不要<br>（マイナ経歴証明書を<br>抹消）                     | 不要<br>（運転経歴証明書を<br>返納）             | —                                  |

「マイナ経歴証明書」…マイナンバーカードに運転経歴情報を記録したもの

## ■ 必要なもの

- ・運転経歴証明書又はマイナ経歴証明書（いずれもお持ちの方は両方）
- ・手数料（必要な方のみ）
- ・マイナンバーカード（必要な方のみ）
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号（6桁～16桁の英数字）

## ■ 留意事項

・警察署で運転経歴証明書を申請される方は、受領は2～3週間後となります。受領を郵送で希望される方は別途郵送料（1,000円）がかかります。

・代理人による保有状況変更

○：手続き可能    ×：手続き不可

| 変更前の保有状況              | 変更後の保有状況          |               |                       |
|-----------------------|-------------------|---------------|-----------------------|
|                       | 運転経歴証明書のみ         | マイナ経歴証明書のみ    | 運転経歴証明書とマイナ経歴証明書の2枚持ち |
| 運転経歴証明書のみ             | —                 | ×             | ×                     |
| マイナ経歴証明書のみ            | ○<br>(手数料：1,150円) | —             | ○<br>(手数料：1,150円)     |
| 運転経歴証明書とマイナ経歴証明書の2枚持ち | ○<br>(手数料：不要)     | ○<br>(手数料：不要) | —                     |

※ マイナ経歴証明書を新規に取得する場合は、代理人による申請はできません。

### 代理人による手続き

心身の状態により申請者本人が窓口に来ることが困難な場合に、ご家族等の代理人による申請を行うことができます。

代理人による申請の場合は、上記必要書類に加えて、下記の書類が必要です。

#### ① 運転免許取消申請等代理手続申込書

書類は各運転免許センター、各警察署窓口にあります。

また、このホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/653094.pdf>

② **申請用写真 1 枚** ※用意が難しい方は事前にお問合せください。

(縦 3cm×横 2.4cm、申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身で無背景のもの)

③ **申請者と代理人の関係を確認できる書類**

○代理人が親族の場合

・ 代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書 (運転免許証等)

○代理人が成年後見人の場合

・ 代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書 (運転免許証等)

・ 後見に関する登記事項証明書

## ■ お問合せ先

広島県警察本部交通部運転免許課 免許第三係

Tel:082-228-0110 (代表) 内線:703-226～228

月～金 (休日を除く) 8:30～17:00 までの間 ※12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。